



## 母子手帳交付

(担当：保健係)

医療機関から妊娠届出書を受領しましたら、届け出が必要となります。「妊娠届出書」に必要事項を記入していただきます。

### 【持ち物】

- ・妊娠届出書（医療機関から受け取ったもの）
- ・個人番号確認書類

### 【お渡しするもの】

- ・母子手帳
- ・妊産婦健康診査受診票  
(妊婦健診14回、超音波検査6回、産後健診2回分)
- ・子育てに関わるパンフレット等一式



母子手帳は、妊娠中から出産後子育てに関わる大事な情報が記載されているためご活用いただくとともに、お子様が成長するに従い予防接種の記録など重要な成長記録書類にもなりますので、大切に保管してください。

## 妊婦事前登録

(担当：保健係)

妊婦事前登録とは、「出産時の陣痛や破水が始まった時、腹部に強い張りや出血などが起きた場合」など、ご自身または家族など関係者で病院へ搬送するための適当な手段がない場合や、救急車でなければ搬送不可能な場合に、救急車にて出産予定の医療機関へ迅速に搬送するものです。事前に登録することによって、緊急時に救急車を利用する時、119番通報やかかりつけ医療機関への連絡に要する時間が短縮され、出産の不安軽減を図ることを目的としているものです。



登録後、控えを返送しますので出産まで大事に保管してください。



## 妊産婦安心出産支援事業（担当：保健係）

妊産婦の健康管理の充実と妊娠・出産に伴う経済的負担の軽減のため、妊婦健診・出産時・産後健診の交通費の一部を助成します。

※里帰り中の健診、出産等は含まれませんのでご注意ください。

### 【対象となるもの】

- ・妊婦健診や出産のために産科医療機関までの往復交通費
- ・助成の金額は、名寄市または紋別市内の産科医療機関までの交通費
- ・産後1か月健診後、申請に基づき一括で支給

## 産前産後サポート事業・産後ケア事業（担当：保健係）

妊産婦が抱える妊娠、出産及び子育てに関する悩み等についての相談支援を行う産前産後サポート事業及び退院直後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う産後ケア事業を実施することにより、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援を図るとともに、子供を産み育てやすい体制の整備を図ることを目的に実施します。

### 【事業内容】

#### 産前産後サポート事業

- ・助産師による相談（年10回）
- ・子育てに関する講座の開催

#### 産後ケア事業

- ・産後健康診査費用の助成（上限2回）
- ・助産師による訪問指導・来所相談、産後デイケア
  - (1)産婦及び乳児に対する保健指導及び授乳指導
  - (2)産婦等に対する療養上の世話
  - (3)その他必要な保健指導及び実施方法及び情報提供

※訪問指導は本人宅、産後デイケアは広域紋別病院で実施します

※広域紋別病院までの送迎はいたしませんので、ご了承ください。

※来所相談については、産後ケアを実施している施設に直接来院しケアを受けることができます。



## 【対象者】

### 産前産後サポート事業

西興部村に住所を有する者で、身近に相談出来る者がいない妊産婦及びその家族

### 産後ケア事業

西興部村に住所を有する者で、産後に心身の不調または育児不安がある者（おおおそ生後1歳未満）

## 【費用】

- ・産前産後サポート事業：無料
- ・産後ケア事業：1回につき1,000円

## 【会場】

子育て支援センター里住夢及び対象者の自宅  
広域紋別病院（産後デイケアのみ）  
村外にある産後ケア実施施設（産院等）

## 【開催日時】

- ・助産師による相談事業：年10回、水曜日
- ・産後デイケア：要予約のため事前にご相談ください

## 子育て支援アプリ事業（担当：保健係）

お子さんの予防接種スケジュールの確認や、成長記録のできる子育て支援アプリです。村の子育て支援教室の予約も出来ます。

## 【利用用法】

- ・下記QRコードより、アプリをダウンロードしてください。






出生届

(担当：戸籍係)

出生届は、出生後 14 日以内に届け出ていただく必要があります。

【もちもの】

- 出生届
- 本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真が入ったもの)
- 母子手帳

 母子手帳は、出生後に保健師が実施する新生児訪問の際に、妊娠から出産までの記録を事前に確認させていただくために必要なものとなっております。

エンゼル祝い金事業


(担当：福祉係)

【対象者】

出生した子の両親のいずれかが子を出生した時点において、過去 1 年以上村内に住所を有する者で、新たな子を出生した者。

【祝い金の内容】

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| • 支給対象の子どもが第 1 子の場合 | 10万円  |
| • // 第 2 子の場合       | 20万円  |
| • // 第 3 子の場合       | 50万円  |
| • // 第 4 子以降        | 100万円 |

 祝い金は上記金額を出生時と 3 歳の誕生日を迎えた時の 2 回に分けて (1/2 ずつ) 交付されます。



## 夢のおくりもの事業

(担当：福祉係)

村内で生まれた赤ちゃんに「木のおもちゃ」をプレゼントする記念事業です。プレゼントは次の4種類の中から選んでいただき、生後100日の節目に赤ちゃんの名前と誕生日を記し贈ります。



エソシカとヒグマ  
のガラガラ



積み木ドミノ



動く犬のおもちゃ



夢のおくりもの  
〇〇〇〇年〇月〇日  
〇〇 〇〇  
にしおこっぺむら

身長計

## 乳幼児紙おむつ等購入助成事業

(担当：保健係)

子育て支援の一環として村内の取扱店で、乳幼児の紙おむつ等を購入できる引換券を交付します。ご家庭でご希望の品を購入いただきお子様の健やかな成長の一助になれば幸いです。

【助成額】50,000円(最大50,000円×1歳になるまでの月/12か月)

※引換額1,000円(税込)の引換券50枚を交付

※村内の取扱店のみの使用可能

### 【助成期間】

出生したお子様の誕生日の属する月から1歳になる日の属する月まで。なお、転入されてきた方にとっては、転入した日の属する月からお子様満1歳になる日の属する月までとなります。

### 【助成品目】

紙おむつ・清拭用品(おしり拭き)・粉ミルク・哺乳瓶及び乳首・哺乳瓶  
消毒液

### 【取扱店】

田村商店・永井商店・田尾商店・菊地商店・Qマート



## 児童手当の支給

(担当：保健係)

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな成長を支援するために、中学校修了前の子どもを養育している方に支給します。

### 【対象者】

中学生までの子どもを育てている保護者

※中学生までの子どもとは、「15歳になった日以降、最初の3月31日を迎えるまでの子ども」

### 【手当支給額等】

3歳未満 一律15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円  
(第3子以降は15,000円)

中学生 一律10,000円

特例給付(所得超過者) 5,000円

### 【支給月】

6月・10月・2月の年3回

## ブックスタート事業

(担当：保健係)

子どもの心の健やかな成長を願い、乳児期から絵本を介して親子が心ふれあう時間を持つきっかけをつくり、親子の心の健康づくりを図ることを目的に実施します。

### 【対象者】

村内に住所を有する世帯に生まれたお子さん

### 【交付】

3～4ヶ月乳幼児健康診査時

### 【交付する物】

絵本、アドバイス集及びバック



## 予防接種事業

(担当：保健係)

対象者が感染症に罹患することを予防するとともに、免疫水準を維持し、各感染症の蔓延を予防する目的で、予防接種法で定められている予防接種を実施します。  
(実施場所：西興部厚生診療所)

### 【乳幼児】

4種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）、結核(BCG)、風疹、麻疹、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチン、B型肝炎、日本脳炎、水痘、おたふくかぜ

### 【小学6年生】

2種混合（ジフテリア、破傷風）

### 【中・高校女性】

子宮頸がんワクチン

### 【生後6ヶ月以降】

インフルエンザワクチン



新生児訪問、転入の際に詳しいスケジュールをお渡しします。

### 予防接種費用の助成について






- ①インフルエンザワクチン予防接種…全額無料
- ②おたふくかぜワクチン予防接種…自己負担 3,000 円

※定期の予防接種については全て無料です。





## 【各種予防接種スケジュール】

種類	ワクチン	受ける回数	標準的な時期
定期	ヒブ インフルエンザ菌b型	計4回/初回は27日以上（標準的には27～56日の間隔で3回。その後7か月以上（標準では7か月～13か月）おいて追加1回	初回は生後2～7か月未満
	小児肺炎球菌	計4回/初回は27日以上の間隔で3回。その後60日以上おいて1歳以降に追加1回。	初回は生後2～7か月未満
	B型肝炎	計3回/27日以上の間隔で2回。その後1回目から139日以上あけて1回。	生後2～9か月未満
	4種混合（DPT-IPV） ジフテリア：D 百日せきP 破傷風：T ポリオ：IPV	計4回/1～3回は20日以上（標準的には20～56日あける。3回目の後は、6か月以上（標準では1年～1年6か月）後に追加1回	生後3か月～1歳に最初の3回。
	 ロタウイルス	1価（2回接種）と5価（3回接種）の2種類	いずれも1回目は生後14週+6日までが推奨
	 BCG	1回	生後5～8か月未満
	 麻しん・風しん（MR）	2回 1回目は、1歳以上2歳未満。2回目は5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間。	1歳になったらできるだけ早く受けましょう。
	 水痘（水ぼうそう）	2回 1歳以上3歳未満で3か月以上（標準では6～12か月）あけて2回。	初回は1歳～1歳3か月未満。
	日本脳炎	計4回 1期：6日以上（標準では6～28日あけて2回） 1期追加：初回終了後6か月以上（標準では概ね1年）後に1回 2期：1回	1期：3歳 1期追加：4歳 2期：9歳
	二種混合（DT）	1回	11歳
	ヒトパピローマウイルス（HPV）	計3回 女子のみ。 13歳となる日の属する年度の初日～末日まで。	
任意	 おたふくかぜ	1回目は1歳。2回目を接種する場合は、小学校入学前の1年間に。	
	インフルエンザ	13歳未満は、毎年2回（2～4週間隔）、13歳以上は毎年1回または2回。	



生ワクチン → 生ワクチン を受ける場合は27日空ける。  
その他の組み合わせについては特に間隔の制限はありません。





## 新生児訪問

(担当：保健係)

出生後 1 か月頃まで（里帰りなどで新生児期に村内に不在の時は乳幼児期に実施）に生まれた家全部へ保健師が訪問し、発育・発達の確認、育児に関する相談、助言を行います。

### 【対象者】

村内に住所を有する世帯に属する全ての新生児

## 乳幼児健康診査

(担当：保健係)

乳幼児の身体発育、精神発達や運動発達の遅延等を早期に発見し、適切な医療、療育機関につなげ、発育・発達障害の進行を防止するために実施します。

### 【対象児】

乳幼児健康診査 【年 4 回】：1～2 か月児、3～4 か月児、5～7 か月児  
8～10 か月児、11～12 か月児  
1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査 【年 2 回】：1 歳 6 か月児、3 歳児  
5 歳児健康診査 【年 1 回】：5 歳児

## 歯科検診・フッ素塗布

(担当：保健係)

フッ素塗布による歯質の強化、歯科衛生士による歯科衛生指導により、乳幼児のう歯罹患を予防するために実施します。

【対象児】 満 1 歳児～3 歳児

【実施回数】 年 4 回





## 乳幼児・妊婦健康相談

(担当：保健係)

妊娠や育児に関する悩みや不安の解消し、心身ともに健やかに過ごしていただけるよう保健師が相談に応じています。



随時相談を受け付けております。西興部村役場あるいは子育て支援センター保健師相談日等をご活用ください。

## 乳幼児医療給付費事業・子供医療費無料化事業

(担当：保健係)

医療費の一部を助成します。  
これまで0歳～義務教育終了までだった医療費無料化事業の助成対象年齢を、平成26年4月診療分から「0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日」までに拡充されました。

## 【事業内容】

子供の医療費(但し、保険適用外の費用は該当しません。)を世帯の所得に関係なく全額助成

## 【対象者】

加入されている各医療保険の被保険者もしくは被扶養者で、村に住所を有する世帯に属する0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども

## 【受取方法】

村内の医療機関(厚生診療所、歯科診療所)で受診した場合は、診療所窓口での支払いは不要です。(村と診療所で一部負担金の支払業務を行います。)また、村外の医療機関で受診された場合は、一度自己負担分を窓口でお支払いいただき、後日役場住民課窓口まで領収書を持参していただければ、確認の上、現金又は指定口座にお支払いします。



## 未熟児養育医療給付費事業

(担当：保健係)

養育医療とは体の発育が未熟のまま出生した乳児が指定医療機関に入院して治療を行う必要がある場合に、その治療に必要な医療費の一部を支給する制度です。

## ひとり親家庭等医療費助成金

(担当：保健係)

ひとり親家庭医療費助成制度は、ひとり親家庭や両親のいない家庭など、母（父）と児童の疾病の早期発見と治療により健康の保持増進を図ることを目的としたものです。

### 【対象者】

ひとり親家庭の母（父）と児童。

ひとり親家庭で 18 歳未満の児童を扶養しているとき。ただし、児童が無職、専門学校などに在学しているときは 20 歳未満まで

※18 歳以上 20 歳未満については条件があります

### 【助成内容】

児童＝入院、通院、歯科、調剤等にかかった健康保険適用分の医療費

母（父）＝入院にかかった健康保険適用分の医療費



## 子育て支援教室「キッズサロン」 (担当：保健係)

子どもが安全に遊べる場所・同じ子育て中の方々が集まって、友だちを作ったり悩みを相談し合える場所、子育ての相談・支援の場所を提供することにより、西興部村で安心して子育てできる。また子育ての不安や育児ストレスなどを予防することを目的に実施しています。

### 【実施内容】

子育て他に関する講座（年13回）

### 【対象者】

保育所入所前あるいは入所していない概ね3歳までの児、保護者

### 【会場】

子育て支援センター「里住夢」他

## 西紋こども発達支援センター通所交通費助成金 (担当：福祉係)

小学校に入る前の訓練施設（紋別幼児療育センター）に通う交通費の補助をしています。

## 高等学校等通学費等補助金 (担当：教育委員会)

### 【補助の内容】

バス利用により通学する生徒及び他市町村で下宿等により通学する生徒1人あたり月額10,000円を限度に補助しています。

### 【対象者】

高等学校へ通学する生徒の保護者等で、村内に住所を有している者



## 言語教室通学費補助金

(担当：教育委員会)

### 【事業内容】

西紋地区言語治療学級（ことばの教室）に通級する交通費を補助しています。

## 生徒海外体験学習事業

(担当：教育委員会)

### 【事業内容】

村内中学 1，2 年生全員が本村と友好関係にあるアメリカ・アラスカ州 ジュノー市を訪問し、ジュノー市の中学生との交流やホームステイ等、海外での貴重な体験を通して国際的な感性が養成されています。

(隔年で実施)

### 【対象者】

村内中学 1，2 年生全員

## 学校給食の無償化

(担当：教育委員会)

### 【補助の内容】

給食回数に応じた学校給食費の全額を補助しているため、保護者の負担はありません。

### 【対象者】

西興部村立学校に在籍する児童・生徒の保護者。



団体グループ等の求めに応じて専門的な知識やノウハウを持つ講師を派遣し、学習活動を応援します。

**【対象者】**

村民（在学青少年は除く）により団体・グループ（5名以上）

**【対象事業】**

- ①研修事業（調査研究、学習活動を含む）
- ②地域づくりに関する事業
- ③イベント・講演等開催事業（講習会・講演会・演奏会・展示会など）
- ④その他教育長が特に認める事業

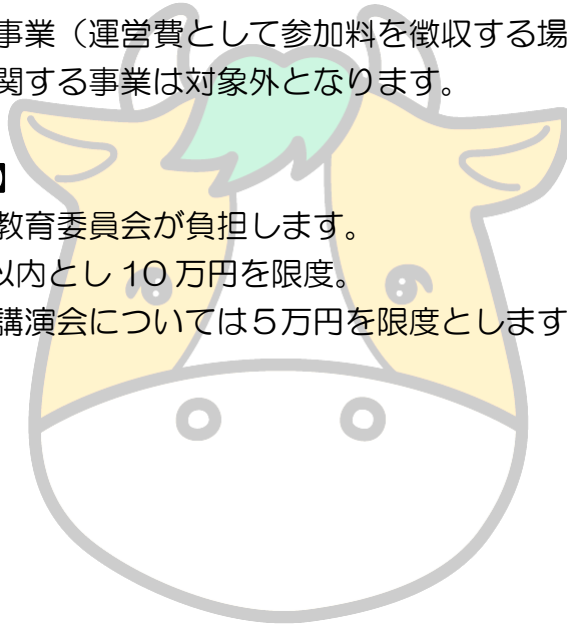
※営利目的の事業（運営費として参加料を徴収する場合の除く）、特定の政治・宗教に関する事業は対象外となります。

**【補助の内容】**

講師謝礼を教育委員会が負担します。

・10/10以内とし10万円を限度。

※講習会、講演会については5万円を限度とします。





### つくし保育所

つくし保育所では、就労等により保育が難しい家庭の幼児を対象として、1才児保育を実施し、保護者の就労と子育てを支援しています。2歳から6歳までの幼児の外、受入定員は3名までとして1才児保育を開始しています。また、平成24年度から基本保育に加え、延長保育、一時保育を実施しています。

【所在地】 紋別郡西興部村字西興部 488 番地

【電話番号】 0158-87-2542

#### 【保育料】

(3歳～5歳)：保育料無料、副食費2,000円

(2歳児以上)：課税世帯…月額6,000円 非課税世帯…無料

(1歳児)：課税世帯…月額9,000円 非課税世帯…無料

を基本としていますが、住民税や通所する幼児の人数等により変動しますので、詳しくは保育所にお問い合わせください。

#### 【保育時間】

・基本保育：8時30分～16時まで

・延長保育：7時30分～8時30分、16時～18時40分まで

#### 【一時保育】

就労形態や職業訓練、就業など育児が困難な場合。あるいは、傷病、入院、出産や冠婚葬祭などの緊急時の場合に利用することができます。

#### 【一時保育料金】

一時保育 2,000円 半日保育 1,000円

#### 【土曜日保育】

・保育時間：8時30分～16時まで（17時15分まで延長可能）

※保護者の就労等に関わらず、保育所に通う全てのお子さんが利用できます。

保育所を見学されたい方は、保育所までご連絡ください。







## 子育て支援センター 「<sup>りすむ</sup>里住夢」

【所在地】 紋別郡西興部村字西興部 108 番地

【電話番号】 0158-87-2114（西興部村役場 福祉係）

【利用対象者】 おおむね 3 歳未満の乳幼児及び保護者

【施設開館日】 月曜日～金曜日

【休館日】 土・日・年末年始・祝祭日

【開設時間】

10月～4月 午前10:00～午後3:00

5月～9月 午前10:00～午後4:00

【利用料】

無料（但し材料費等を徴収する場合あり）

【事業内容】

- ・ 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進  
（サークル活動・遊びの広場等）
- ・ 子育て相談及び支援の実施（歯科検診、乳児健診等）
- ・ 地域の子育ての情報の提供
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（キッズサロン等）



## 西興部村森の美術館「<sup>こむ</sup>木夢」

【施設概要】 手作りの木のおもちゃの美術館、木工体験施設

【所在地】 紋別郡西興部村字西興部 276 番地

【電話番号】 0158-87-2600

【開館時間】 夏期（4月～10月）10:00～17:00

冬期（11月～3月）10:00～16:30

【休館日】 毎週火曜日（祝日の際は翌日）

【施設内容】 木のおもちゃの美術館、サンタワールド、木工体験

【入館料】 大人（高校生以上） 500円

中人（小学4年生以上～中学生まで） 300円

小人（3歳以上～小学3年生まで） 100円

※年間パスポート 大人 3,000円

中人 2,000円

小人 1,000円



 **公民館図書室**

【施設概要】 西興部村公民館図書施設

【所在地】 紋別郡西興部村字西興部 492 番地

【電話番号】 0158-88-5010

【利用時間】 火・木・金・土・日 13時～17時まで  
水曜日 10時～18時まで

【休館日】 毎週月曜日、12月31日～1月5日まで

【その他】 児童コーナー完備。毎月ボランティアの方が絵本の読み聞かせを行っています。詳しくは図書室にお問い合わせください。

 **西興部村コミュニティ&スポーツホール**

屋内多目的運動場

多目的室内運動場では、ゲートボール(2面)、テニス(1面)、ゴルフ(5打席)、野球練習の他、ウォーキングなどを行うことができます。

【所在地】 紋別郡西興部村字西興部 100 番地

【電話番号】 0158-87-2979

【開館時間】 一般開放 木曜日：午後1時～午後5時まで  
他の曜日は団体利用のみ

夜間利用は団体のみ：午後6時～午後9時30分

【休館日】 毎週：月・火曜日、年末年始





## 西興部地区水泳プール

### 【施設概要】

全長 25m、水深 1.1m、5 コースのプール  
水深 45cm の幼児用プール  
水深 75cm の児童用プール

【所在地】 紋別郡西興部村字西興部 100番地

【電話番号】 0158-87-2501

【開館期間】 6月中旬～8月末日まで

【開館日】 火～日曜日

【休館日】 月曜日 休館

### 【開館時間】

大人(高校生以上)の利用 午後 1 時～午後 6 時  
小中学生のみでの利用 午後 1 時～午後 5 時  
※保護者同伴の場合は、午後 6 時まで利用できます。



## 西興部村農業者トレーニングセンター

### 【施設概要】

バレーボール 2 面 ミニバレー 6 面 バトミントン 6 面  
バスケットボール 1 面 剣道 4 面 ウォーキング

【所在地】 紋別郡西興部村字西興部 231 番地

【電話番号】 0158-87-2501

【開館時間】 火・水・金・土曜日 午後 1 時～午後 9 時 30 分  
日曜日 午前 10 時～午後 5 時

【休館日】 月・木曜日



## 近隣医療機関他



	診療時間他	住所	電話
 西興部厚生診療所	月曜日～金曜日：午前 9 時～午後 5 時 【休診日】水曜日午後、土曜日、日曜日、 祝日	西興部村字西興部 488 番地	0158- 87-2404
 西興部歯科診療所	火曜日：午後 2 時～午後 8 時 水曜日：午後 2 時～午後 8 時 木曜日：午前 9 時 30 分～午後 4 時 【休診日】月曜日、金曜日、土曜日、 日曜日	西興部村字西興部 488 番地	0158- 87-2469
 広域紋別病院	月曜日～金曜日：午前 8 時～11 時 午後 12 時～15 時 【休診日】土曜日、日曜日、祝日	紋別市落石町 1 丁目 3 番 37 号	0158- 24-3111
 名寄市立総合病院	月曜日～金曜日 午前 8 時～11 時 30 分 午後 13 時～15 時 15 分 【休診日】土曜日、日曜日、祝日	名寄市西 7 条南 8 丁目 1 番地	01654- 3-0489



## 子どもの病気で困った時（緊急時）

【消防組合西興部支署】

TEL：0158-87-2537

【北海道小児救急電話相談】

# 北海道小児救急電話相談

お子さんが急な病気やケガで困ったとき電話してください



◆相談対象者◆

北海道内に在住又は滞在している子どもの保護者等

◆相談の例◆

- ？ 転んだ、頭をぶつけた……どうしよう？
- ？ 熱が出た…何℃まで様子を見たらいいのかな？
- ？ すぐに医療機関を受診させた方がいいのかな？

### 相談時間

毎日 夜7時から翌朝8時まで

### 電話番号

いーこきゅうきゅう

011-232-1599

または

#8000（短縮ダイヤル）

※IP電話、ひかり電話及びPHSからはつながりません。

※電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

●小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます（午後7時から午後11時までは道内の小児科医・看護師が対応し、午後11時から翌朝の午前8時まではコールセンター（道外の小児科医・看護師）で相談に応じます）。



北海道 詳しくはこちら（北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課ホームページ）  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/denwasoudan.htm>




## 子どものことで相談したい時

### 【子ども相談支援センター】

## 子ども相談支援センター 相談窓口のお知らせ

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなど相談してください。

### ● 電話相談

 **0120-3882-56**

(無料、毎日 24 時間対応)

### ● メール相談

[doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp](mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp)

※ 急ぎの場合は電話相談を利用してください。

### ● 来所相談 ※10:00～16:00

(土日・祝日、年末年始はお休みです。)

子ども相談支援センター

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

※上記の電話相談で予約してください。



※ センターの Web ページに、「子ども相談支援センターへの相談事例」を掲載しています。次の URL からご覧ください。

URL : <http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudanjirei.pdf>

